



目 次

告 示	ページ
○一般廃棄物処理施設の設置の許可の申請 (環境対策課)	1
○地籍調査の事業計画の一部変更 (用地対策課)	1
◎急傾斜地崩壊危険区域の指定 (防災砂防課)	1
○道路の区域変更 (3件) (道 路 課)	1
○道路の供用開始 (2件) (")	2
◎高知県立青少年センター、高知県立塩見記念青少年プラザ、高知県立青少年体育館、高知県立県民体育館又は高知県立武道館に係る使用料の現金領収証書の様式の定め及び告示の廃止 (会計管理課)	2
公 告	
○特定非営利活動法人の定款変更認証の申請 (県民生活・男女共同参画課)	
	(11・2 掲示)
○市町村営土地改良事業の変更の同意 (農業基盤課)	3
○開発行為に関する工事の完了 (都市計画課)	3
高知県公安委員会告示	
◎告示 (道路における危険を防止するための交通誘導警備業務を実施する路線及びその区間) の一部改正	3

告 示

高知県告示第610号

廃棄物の処理及び清掃に関する法律 (昭和45年法律第137号) 第8条第1項の規定による一般廃棄物処理施設の設置の許可の申請があったので、同条第4項の規定により次のとおり告示するとともに、当該申請書及び生活環境に及ぼす影響についての調査の結果を記載した書類を公衆の縦覧に供する。

なお、当該一般廃棄物処理施設の設置に関し利害関係を有する者は、同条第6項の規定に基づき、縦覧期間満了の日の翌日から起算して2週間を経過する日までに、知事に対し生活環境の保全上の見地からの意見書を提出することができる。

平成22年11月12日

高知県知事 尾崎 正直

- 申請者の住所及び氏名又は名称並びに法人にあつては、その代表者の氏名
東京都千代田区六番町6番地28
住友大阪セメント株式会社 代表取締役 渡邊 穰
- 一般廃棄物処理施設の設置の場所
須崎市押岡字中須賀242番1ほか5筆
- 一般廃棄物処理施設の種類
ごみ処理施設 (焼却施設)
- 一般廃棄物処理施設において処理する一般廃棄物の種類
焼却灰
- 申請年月日
平成22年10月18日
- 縦覧場所
高知市丸ノ内一丁目7番52号 高知県林業振興・環境部環境対策課
- 縦覧の期間及び時間
須崎市東古市町6-26 高知県須崎福祉保健所
平成22年11月12日 (金) から同年12月13日 (月) まで (日曜日及び土曜日並びに国民の祝日に関する法律 (昭和23年法律第178号) 第3条に規定する休日を除く。) の午前8時30分から午後5時15分まで (午後零時から午後1時までの間を除く。)
- 意見書の提出先
高知市丸ノ内一丁目7番52号 高知県林業振興・環境部環境対策課
- 意見書に記載すべき事項
意見書には、生活環境保全上の見地からの意見とともに提出者の住所及び氏名並びに一般廃棄物処理施設の設置に係る事業の名称を記載すること。

高知県告示第611号

平成22年6月高知県告示第344号で告示した平成22年度における地籍調査の事業計画の定めの一部を変更したので、国土調査法 (昭和26年法律第180号) 第6条の3第5項の規定により、次のとおり告示する。

平成22年11月12日

高知県知事 尾崎 正直

区分	調査を行う者の名称	調査地域	調査期間
変更前	香南市	香南市夜須町千切及び吉川町吉原の各一部並びに夜須町手結	平成22年度中
変更後		香南市夜須町千切、夜須町	

		手結山及び吉川町吉原の各一部並びに夜須町手結	
変更前	土佐町	土佐郡土佐町古味及び井尻	平成22年度中
変更後		土佐郡土佐町古味、井尻及び上津川の一部	

高知県告示第612号

急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律 (昭和44年法律第57号) 第3条第1項の規定に基づき、次に掲げる土地の区域を急傾斜地崩壊危険区域として指定する。

なお、その関係図書は、高知県土木部防災砂防課及び高知県中央西土木事務所に備え置いて縦覧に供する。

平成22年11月12日

高知県知事 尾崎 正直

土佐市浅井東谷

(1) 標柱を設置した土地の地番

標柱番号	所在地	地番
1	土佐市浅井字木戸	1383-1
2	〃 〃 〃	2313
3	〃 〃 字水取	2311-5
4	〃 〃 字不動鼻	2297-4
5	〃 〃 〃	1342
6	〃 〃 字木戸	1366

(2) 区域

標柱1から6までを順次に直線で結んだ線及び標柱6と1を市道浅井東線に沿って結んだ線により囲まれた区域内とする。

高知県告示第613号

道路法 (昭和27年法律第180号) 第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。

その関係図面は、平成22年11月12日から2週間高知県土木部道路課及び高知県中央東土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成22年11月12日

高知県知事 尾崎 正直

1 道路の種類 国道

- 2 路線名 439号
- 3 道路の区域

区 間	変更前後の別	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)
長岡郡本山町本山字東箕造113番2から長岡郡本山町本山字西箕造149番6まで	前	8.3 } 29.5	90
	後	9.5 } 29.5	90

高知県告示第614号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。

その関係図面は、平成22年11月12日から2週間高知県土木部道路課及び高知県須崎土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成22年11月12日

高知県知事 尾崎 正直

- 1 道路の種類 国道
- 2 路線名 440号
- 3 道路の区域

区 間	変更前後の別	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)
高岡郡榑原町永野1番3から高岡郡榑原町永野470番1まで	前	8.9 } 46.3	1,737
	後	11.0 } 64.9	1,737

高知県告示第615号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。

その関係図面は、平成22年11月12日から2週間高知県土木部道路課及び高知県安芸土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成22年11月12日

高知県知事 尾崎 正直

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 奈比賀川北

3 道路の区域

区 間	変更前後の別	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)
安芸市川北字新町甲7102番から安芸市川北字新町甲7102番地先まで	前	8.2 } 21.4	33
	後	8.2 } 26.0	33

高知県告示第616号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、道路の供用を次のとおり開始する。

その関係図面は、平成22年11月12日から2週間高知県土木部道路課及び高知県須崎土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成22年11月12日

高知県知事 尾崎 正直

- 1 道路の種類 国道
- 2 路線名 440号
- 3 道路の区域

供 用 開 始 区 間	延 長 (メートル)	供用開始年月日
高岡郡榑原町永野1番3から高岡郡榑原町永野481番1まで	1,808	平成22年11月13日

高知県告示第617号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、道路の供用を次のとおり開始する。

その関係図面は、平成22年11月12日から2週間高知県土木部道路課及び高知県高知土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成22年11月12日

高知県知事 尾崎 正直

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 北本町領石
- 3 道路の区域

供 用 開 始 区 間	延 長 (メートル)	供用開始年月日

高知市一宮西町三丁目1075番1から高知市一宮西町三丁目1270番1まで	460	平成22年11月15日
--------------------------------------	-----	-------------

高知県告示第618号

高知県会計規則（平成4年高知県規則第2号）第39条第2項において準用する同条第1項の規定により、高知県立青少年センターの設置及び管理に関する条例（昭和42年高知県条例第19号）第3条の規定により納付された使用料（体育館及び屋外体育施設のシャワー並びにトレーニング室の使用料を除く。）、高知県立塩見記念青少年プラザの設置及び管理に関する条例（平成16年高知県条例第2号）第6条の規定により納付された使用料、高知県立青少年体育館の設置及び管理に関する条例（平成17年高知県条例第11号）第7条の規定により納付された使用料（トレーニング室及びシャワーの使用料を除く。）、高知県立県民体育館の設置及び管理に関する条例（平成17年高知県条例第12号）第12条第1項の規定により納付された使用料（室内プールの個人利用の使用料を除く。）又は高知県立武道館の設置及び管理に関する条例（平成17年高知県条例第13号）第12条第1項の規定により納付された使用料（本館及び分館（弓道場）の個人利用の学生の使用料（1月単位の利用に係る使用料を含む。）を除く。）の現金領収証書の様式を次のとおり定め、平成23年2月1日から施行し、平成16年7月高知県告示第486号（教育委員会の所管する施設に係る使用料の現金領収証書の様式）は、平成23年1月31日限り廃止する。

平成22年11月12日

高知県知事 尾崎 正直

現金領収証書

No.

受付番号		
納入者	住所	
	氏名	様
金額		円

(種別)

上記のとおり領収しました。

年 月 日

(施設名) 出納員 (現金取扱員)
(歳入金取扱者)



公 告

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第25条第4項の規定により、特定非営利活動法人の定款変更の認証の申請があったので、同条第5項において準用する同法第10条第2項の規定により次のとおり公告する。

なお、関係書類は、平成22年11月2日から2月間高知県文化生活部県民生活・男女共同参画課において縦覧に供する。

平成22年11月2日（揭示済）

高知県知事 尾崎 正直

申請のあった年月日	定款変更に係る特定非営利活動法人			
	名称	代表者の氏名	主たる事務所の所在地	定款に記載された目的
平成22年11月2日	特定非営利活動法人高知県有機農業研究会	田中 徳武	高知市土佐山菖蒲651番地	この法人は、当高知県の特色でもある豊かな自然環境に恵まれたなか、県下各地域にとっての貴重な財産である、この恵まれた自然環境への負荷を伴わずに地力を維持培養しつつ、持続可能な「本来あるべき姿の農業」（有機農業）を回生させる為、健康的で質の良い安全な食べ物を生産する農業を探究し、その確立、普及を図ると共に、食生活を始めとする生活全般の改善を図ることにより、農業生産者は勿論のこと、消費者や地域の人々を含むあらゆる生物が永続的に共生出来る環境の保全と地域社会の発展に寄

与することを目的とする。又以上の目的達成のため、NPO法人日本有機農業研究会との密なる連携のもと活動を行っていくものとする。

土地改良法（昭和24年法律第195号）第96条の3第5項において読み替えて準用する同法第48条第9項において準用する同法第10条第1項の規定により、安芸市の行う土地改良事業（安芸地区中山間地域総合整備事業（区画整理））の計画の変更について平成22年10月29日に同意した。

平成22年11月12日

高知県知事 尾崎 正直

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により、開発行為に関する工事の完了を次のとおり公告する。

平成22年11月12日

高知県知事 尾崎 正直

許可番号	開発区域に含まれる地域の名称	開発許可を受けた者の住所及び氏名
平成22年7月29日 22高幡土開第3号	土佐清水市三崎字下永野2089番地ほか	高岡郡四万十町見付1132番地1 株式会社南国製菓 代表取締役 中城 洋

公安委員会告示

高知県公安委員会告示第28号

平成18年12月高知県公安委員会告示第30号（道路における危険を防止するための交通誘導警備業務を実施する路線及びその区間）の一部を次のように改正する。

平成22年11月12日

高知県公安委員会委員長 竹内 克之

「第2条の表5の項の上欄」を「第2条の表6の項の上欄」に改める。